

岐阜県公報

目次

選挙管理委員会告示

衆議院小選挙区選出議員選挙において選挙運動に関し支出
することができる金額の制限額 (選挙管理委員会) ページ
選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の
数 (同) 一

号外(二) 平成二十四年十二月四日

選挙管理委員会告示

岐阜県選挙管理委員会告示第百号

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第百九十四条の規定による平成二十四年十二月十六日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙において選挙運動に関し支出することができる金額の制限額は、候補者一人につき次のとおりである。

平成二十四年十二月四日

岐阜県選挙管理委員会

委員長 大 松 利 幸

選挙区	制限額
岐阜県第1区	23,973,200円
岐阜県第2区	23,746,000円
岐阜県第3区	25,369,700円
岐阜県第4区	26,459,900円
岐阜県第5区	23,399,400円

岐阜県選挙管理委員会告示第百一号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十四条第一項及び第七十五条第一項の規定による選挙権を有する者の総数の五十分の一の数並びに同法第七十六条第一項

第八十条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第八条第一項の規定による選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算した数）は、次のとおりである。

平成二十四年十一月四日

岐阜県選挙管理委員会
委員長 大 松 利 幸

- 1 平成24年12月3日現在において選挙人名簿に登録されている者の総数
1,683,200人
- 2 総数の50分の1の数
33,664人
- 3 総数の3分の1の数（その総数が40万を超える場合にあつては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）
347,200人
- 4 岐阜県議会議員の各選挙区別の総数及び3分の1の数

選挙区名	総数(人)	3分の1の数(人)
岐阜市	334,969	111,657
大垣市	145,400	48,467
高山市	76,380	25,460
多治見市	93,360	31,120
関市	73,961	24,654
中津川市	67,097	22,366
美濃市	18,758	6,253
瑞浪市	31,982	10,661

羽島市	54,374	18,125
恵那市	44,417	14,806
美濃加茂市	40,355	13,452
土岐市	49,765	16,589
各務原市	118,125	39,375
可児市	93,331	31,111
山県市	24,074	8,025
瑞穂市	39,576	13,192
飛騨市	22,278	7,426
本巣市	42,409	14,137
郡上市	37,437	12,479
下呂市	29,883	9,961
海津市	31,052	10,351
羽島郡	36,614	12,205
養老郡	25,994	8,665
不破郡	29,265	9,755
安八郡	19,698	6,566
揖斐郡	58,321	19,441
加茂郡	44,325	14,775